

令和 7 年度 随意契約 案件一覧

【随意契約の一覧】

令和7年4月1日～令和7年8月8日

	件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1	長崎ロープウェイ原動滑車等整備ほか工事	建築部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械設備の一部である原動・遊動・えい索誘導・平衡索誘導・平衡索緊張滑車の整備、原動滑車用・遊動滑車用、えい索誘導滑車用ゴムブロック取替を実施するものである。改修部分と既設部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、製造及び施工業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者名 代表取締役社長 西川 正樹	40,700,000	令和7年5月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	保健環境試験所昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、右記業者は製造及び施工業者である三菱電機㈱から昇降設備に関する業務の移管をうけており、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者であることから、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	24,310,000	令和7年6月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	長崎ブリックホール大ホール吊物バトン駆動部更新工事(7)	建築部設備課	本工事は吊物機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するものである。改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に稼働するため、今年度駆動部の更新対象である緞帳や暗転幕の操作性やインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番37号 会社名 三精テクノロジーズ(株)九州営業所 代表者名 所長 倉前 純一郎	166,100,000	令和7年6月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	三重浄水場No.1 洗浄揚水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備するNo.1 洗浄揚水ポンプは、(株)日立製作所が設計・製作した特殊機械である。品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製品メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である(株)日立製作所と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市神ノ島町1 丁目331 番92 会社名 株式会社九州日立長崎支社 代表者名 支社長 鎮守浩明	18,590,000	令和7年6月27日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
5	手熊浄水場機械脱水機整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、脱水機の重要な部品の1つであるろ布、ダイアフラム等の部品を取り替える整備工事を行うものである。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。整備対象である機械脱水機は、(株)石垣により設計・製造されたものであり、(株)石垣の製品のアフターメンテナンスについては(株)石垣から石垣メンテナンス(株)に移管されているが、長崎地区のアフターメンテナンスについては石垣メンテナンス(株)から右記業者に譲渡されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市勝山町37番地 会社名 株式会社長崎インガキ 代表者名 代表取締役社長 石垣 真	24,750,000	令和7年7月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

6	グラバー園エスカレータ・トラベータ年次改修工事	建築部設備課	本工事は、グラバー園のエスカレータ及びトラベータの全体的な定期整備による消耗部品の取替工事を行い、作動の調整を行う工事である。 改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から業務を上記業者に承継しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	44,000,000	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	手熊浄水場No.1式見送水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備するNo.1式見送水ポンプは、(株)荏原製作所が設計・製作した特殊機械である。品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製品メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番8号 NTビル 会社名 (株)荏原製作所九州支社 代表者名 支社長 平井 美智子	9,350,000	令和7年7月15日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
8	横尾地区ふれあいセンター昇降機改修工事	建設部設備課	本工事は、現行仕様の油圧式からロープ式機械室レス・エレベーターへの変更に係る改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、製造及び施工業者である三菱電機(株)から昇降機設備に関する業務の移管を受け、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	40,260,000	令和7年7月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	稲佐山公園スロープカー補修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造業者で、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県飯塚市大分567番地 会社名 (株)嘉穂製作所 代表者名 代表取締役社長 西川 達人	37,840,000	令和7年7月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	小浦アパートA棟昇降機改修工事	建築部設備課	本工事の改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。右記業者は製造及び施工業者である三菱電機(株)から昇降機設備に関する業務の移管をうけており、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者であることから、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	28,160,000	令和7年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

11	南部下水処理場非常用発電機制御設備整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、南部下水処理場に設置されている非常用発電機自動始動盤内の整備を行うものである。品質管理基準及び技術情報は製造メーカー独自のものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製造メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である(株)東芝より業務を移管している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡市中央区長浜2丁目4番1号 会社名 東芝インフラテクノサービス株式会社 九州支店 代表者名 支店長 足立 智洋	7,150,000	令和7年8月7日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
12	もみじ谷葬斎場電気集塵装置(7号炉、8号炉)改修工事	建築部設備課	今回改修する電気集塵装置付属設備と既設電気集塵装置は密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保証を得ることができないため、既設電気集塵装置を含む当該設備システムの設置及び保守点検業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 東京都中央区日本橋本町3丁目2番13号 会社名 高砂炉材工業(株) 代表者名 代表取締役 高橋 一彰	86,350,000	令和7年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	西部下水処理場No.6汚泥脱水機整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、西部下水処理場に設置しているNo.6汚泥脱水機の整備を行うものである。整備工事の対象である脱水機は(株)石垣が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、(株)石垣から下水道事業における整備工事等について業務移管をされている右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市勝山町37番地 会社名 (株)長崎インガキ 代表者名 代表取締役社長 石垣 真	41,580,000	令和7年8月8日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号